

知床世界自然遺産地域管理計画策定の基本的考え方(事務局案)

知床世界自然遺産候補地管理計画（以下、候補地管理計画）を変更し、知床世界自然遺産地域管理計画（以下、遺産管理計画）を策定する。

策定に当たっての検討事項は以下のとおり。

1. 遺産管理計画の位置づけ

- ・知床世界自然遺産地域の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくための最も基本的な計画とする。

2. 遺産管理計画の構成

- ・遺産管理計画の構成は以下のとおり。
 - 遺産管理計画本文
 - 付属資料（課題別の計画等）

3. 候補地管理計画からの主な変更事項

候補地管理計画策定後の状況を踏まえ次の事項を中心に変更を行う。

①多利用型統合的・海域管理計画、エゾシカ保護管理計画の位置づけ

- ・遺産管理計画の下に多利用型統合的・海域管理計画及びエゾシカ保護管理計画を課題別の計画として位置づける。
- ・例えば、該当する箇所（海域、エゾシカ）に、「別途定める〇〇管理計画に基づき管理を進めていく」といった文言を入れ、付属資料として海域管理計画やエゾシカ保護管理計画をつける。

②サケ科魚類管理計画の扱い

- ・海域管理計画のうちサケ科魚類に関する内容と、河川工作物WGの成果等に関する資料を踏まえて、遺産管理計画に適切に記載する。

③自然の適正な利用に係る部分の変更

- ・知床国立公園知床半島先端部地区利用適正化基本計画及び知床国立公園知床半島中部地区利用適正化基本計画の内容を踏まえて、遺産管理計画に適切に記載する。

④順応的管理の基本的考え方の追加

- ・順応的管理の基本的考え方を追加するとともに、知床世界自然遺産を適正に管理していくための指標とモニタリング項目についての検討結果を踏まえて、「5.（6）調査研究・モニタリング」の項目立てを見直す。

4. 遺産管理計画策定後の見直し

- ・ 順応的管理の考え方に基づき、モニタリングの結果や社会状況・自然環境の変化等を踏まえ、必要に応じ遺産管理計画の見直しを行う
- ・ 遺産管理計画本文・付属資料の見直しは、各々が策定された手順に準じて行う（回数等は状況に応じて変えていく）。

5. 遺産管理計画策定手順

- ・ 今回の遺産管理計画の策定手順は以下のとおり
 - ①科学委員会・地域連絡会議というサイクルを3回程度
(基本的考え方(本ペーパー)、素案、原案についてそれぞれ議論)
 - ②パブリックコメント
 - ③両町において地元説明会(パブリックコメント中)
 - ④科学委員会・地域連絡会議(最終確認)
 - ⑤関係機関(環境省・林野庁・文化庁・北海道)により正式決定

(参考) 候補地管理計画策定のステップは以下のとおり

- ①地域連絡会議2回
- ②パブリックコメント
- ③両町において地元説明会(パブリックコメント中)
- ④地域連絡会議2回
- ⑤関係機関により正式決定